

公益財団法人高崎財団役員等の報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人高崎財団定款(以下「定款」という。)第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、理事、監事及び評議員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 理事長、副理事長及び専務理事の報酬は月額とし、理事長、副理事長及び専務理事を除く役員に対しては理事会等への出席の都度、定額を支払うことができる。

3 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会等への出席の都度、定額を支払うことができる。

4 前3項の規定にかかわらず、高崎市の常勤の特別職、一般職の職員及び財団の常勤の職員である役員並びに高崎市の常勤の特別職及び一般職の職員である評議員には報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長、副理事長及び専務理事の報酬月額は、別表第1に掲げる額の範囲内で、理事会の決議を経て決定するものとする。

2 理事長、副理事長及び専務理事を除く役員及び評議員の報酬は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 財団は、この規則をもって、認定法第20条第1号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものと

する。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人高崎市文化スポーツ振興財団への移行の登記の日から施行する。
- 2 財団法人高崎市文化スポーツ振興財団評議員の報酬に関する規則（昭和59年財団法人高崎市文化事業団規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	報酬の額
理事長、副理事長	月額 500,000円以内
専務理事	月額 400,000円以内

別表第2（第4条関係）

区 分	報酬の額
理事長、副理事長及び 専務理事を除く役員	日額 8,200円
評議員会会長	日額 8,700円
評議員	日額 8,200円